

せいかつほご 生活保護のしおり

このしおりは、生活保護を受けている間に必要なことが書いてあります。よく読んで分からないことがありましたら担当員に尋ねてください。

また、必要なときにいつでも見ることが出来るよう大切に保存しておいてください。

ひらかたしふくしじむしょ せいかつふくしか
枚方市福祉事務所 生活福祉課

〒573-8666 ひらかたしおおがいとちょう ちょうめ
枚方市大垣内町2丁目1-20

でんわばんごう じりつしえんがかり
電話番号 072-841-1452 (自立支援係)

072-841-1454 (高齢支援係)

ばんごう
ファックス番号 072-841-4123

ちくめい
地区名 _____

たんとくいん
担当員 _____

しどういん
指導員 _____

こうふび ねん がつ にち
交付日 年 月 日

目 次

	ページ
まずはじめに	2
ほごう あいだ まも 保護を受けている間、守っていただくこと.....	3
かていほうもん 家庭訪問について.....	5
そうだんほうほうとう ねが 相談方法等について（お願い）	6
ほごひ う と かた 保護費の受け取り方について.....	6
びょう い いん いりょうふじょ てつづ 病（医）院にかかるとき（医療扶助）の手続き.....	8
かいごほけんせいど 介護保険制度について.....	15
いちじふじょ 一時扶助について.....	16
ちゅうがっこうきゅうしょく 中学校給食について.....	17
しゅうろうしえん 就労支援プログラムについて.....	17
しゅうろうじりつきゅうふきん 就労自立給付金について.....	18
しゅうにゆうしんこくしょ 収入申告書について.....	18
しゅうにゆうしんこくしょ か かた まいつきぶん 収入申告書の書き方（毎月分）	19
しゅうにゆうしんこくしょ か かた ねん かいよう 収入申告書の書き方（年1回用）	21
ほごへんこうけつていつうちしよ せつめい 保護変更決定通知書の説明について.....	22
あなたのせたい じりつ あなたの世帯の自立をはかるための窓口	24

まずはじめに

1. 次の「資格書」を返還してください。

- ① 「資格確認書」(国民健康保険・健康保険・後期高齢者医療等)をお持ちの方は、各保険担当窓口^{へんかん}に返還してください。
- ② 「ひとり親家庭医療証」「子ども医療証」「重度障害者医療証」は、医療助成担当窓口^{へんかん}に返還してください。

2. 次のようなものは、減免・猶予がうけられます。

- ① 国民年金保険料(年金手帳(もしくは、年金番号が分かるもの)が必要となります。)
- ② 留守家庭児童会室おやつ代の一部
- ③ 水道の基本料金(住民基本台帳に記録されている必要があります。)

※令和8年10月1日以降の水道料金・下水道使用料の検針分からは減免されません

- ④ 住民票写し等交付手数料(印かん登録証明書は除く)
- ⑤ し尿処理の手数料
- ⑥ 住民税・軽自動車税(原動機付自転車も対象)
- ⑦ 固定資産税(納期未到来の税金について減免可能)
- ⑧ 保育所保育料
- ⑨ NHK受信料
- ⑩ 「府営住宅」の家賃が減免されている時は、生活保護開始と同時に減免が失効しますので、管理事務所へ申告してください。

これらの手続きには「保護受給証明書」が必要となるため、必要時に担当ケースワーカーまでご相談ください。

ほご う あいだ まも 保護を受けている間、守っていただくこと

1. 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
2. 働ける人は能力に応じて働いてください。そして、適切な金銭管理を行い、支出の節約を図るなど、一日も早く自立できるように、生活の維持・向上のため努力してください。
3. 健康の保持・増進に努め、病気の方は医師の指示を守って、早く元気な体になるように療養に努めてください。
4. 生活状況において次のような変化があれば、すみやかに届出をしなければなりません。

- ① 家族の誰かの収入が増えたり、減ったりしたとき。
- ② 家族の誰かが働き始めた、仕事を変わった、仕事をやめたとき。
- ③ 家族の人員に変動があったとき。(婚姻・出生・死亡・転出・転入)
- ④ 各種の年金・手当や仕送りを受け始めたり、その額が変わったりしたとき。
- ⑤ 身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を新たに取得、または更新したとき。→ 障害者加算の根拠となり得るため、加算の計上または削除に影響します。
- ⑥ 家族の誰かが入院・退院・転院したとき。
- ⑦ 転居しようとするとき。 ⑧ 家賃・地代が変わったとき。
- ⑨ 交通事故にあったとき。
- ⑩ 長期間（おおむね1週間以上）家を留守にするとき。
- ⑪ 新たに収入や資産を得たとき。(交通事故の示談金・補償金・生命保険の解約返戻金・入院給付金・相続・資産譲渡など)
- ⑫ 生命保険等、新たに加入を考えているとき。
- ⑬ 海外に渡航（一時帰国を含む）するとき。
- ⑭ その他生活状況が変わったとき。

5. 生活の維持・向上・その他保護の目的達成のために、生活保護法にもとづいて福祉事務所が行う指導指示にしたがわなければなりません。

〈特に収入については、あらゆる収入の申告が必要です〉

収入の申告を適正に行えば、次のような「控除」※や、収入として認定しない取扱いができることがあります。

※「控除」…収入から除かれる（差し引かれる）ことです。控除された分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
① 基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
② 20歳未満控除	20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③ その他	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校等在学者のアルバイト収入	
<p>高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代も控除の対象です。</p> <p>また、就労に役立つ自動車運転免許などの技能習得にかかる経費や、専門学校・大学等の進学のための入学金、高校卒業後の就職に伴う転居費用など、早期自立に充てられると認められたものは、収入認定せず、該当費用を積み立てることができます（高校等在学者のアルバイト収入の収入認定除外）。くわしくは、担当のケースワーカーにご相談ください。</p>	

★不正な方法で保護をうけた場合には、これまでに受けた保護費のすべて(不正受給額の4割を乗じた額以下の金額を上乗せする場合があります)を返還していただくことがあります。また、法律で罰せられることがあります。

★生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならないことです。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければなりません。

★不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合には「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があります。

※保護を受けている間は、借金も収入とみなしますので、絶対にしないでください。

かていほうもん 家庭訪問について

ひらかたしふくしじむしょせいかつふくしか
枚方市福祉事務所生活福祉課には、ケースワーカーと呼ばれる
たんとういん
担当員がいます。

せいかつほごせいどてきせい
生活保護制度を適正に受けていただくために、担当ケースワーカー
かていていきてきほうもんせいかつじょうきょうはあく
があなただの家庭を定期的に訪問し、生活状況を把握するように規定
されています。

ふざいばあいでんごんとうかん
不在の場合は、伝言メモを投函しますので、その内容にしがいい連絡
とう
等をとってください。

相談方法等について（お願い）

ケースワーカーは家庭訪問などのため調査に出ていることが多いので、相談等で来所される場合は、事前に担当ケースワーカーに連絡してください。

保護費の受け取り方について

(現金で受け取る場合と銀行口座で受け取る場合があります。)

1. 現金で受け取る場合

<手続き>

生活保護の開始を決定すると、「確認証」をお渡ししますので、保護費を受け取られるときには、この「確認証」と「届け出印」を持って来てください。

<受け取り日時>

通常は、毎月5日の午後1時30分から4時30分まで「ラポールひらかた」にて支払います。ただし、5日が土曜日・日曜日の場合はその直前の平日になります。

また、翌日以降は枚方市福祉事務所生活福祉課の窓口で支払い可能です。

※1月分だけは12月下旬支払いとなります。

2. 銀行口座で受け取る場合

保護費の受け取りは、できるだけ銀行振り込みをご利用ください。

<手続き>

「生活保護費等受領金口座振込依頼書」を、15日頃までに枚方市福祉事務所（生活福祉課）に提出されると、翌月分の保護費から銀行口座で受け取れます。

<振込日>

通常は、毎月5日に振り込みます。ただし、5日が土曜日・日曜日・祝日の場合はその直前の平日になります。

※1月分だけは12月下旬支払いとなります。

このほかに、新しく保護を受けることになった人や、支払額の変更による保護費の追加支給がある人には、月の途中で保護費を受け取りに来ていただくことがあります。担当ケースワーカーが日時を指定しますので、その際は銀行口座で受け取ることが出来ないため、「保護決定通知書」、「確認証」、「届け出印」を持って枚方市福祉事務所生活福祉課へ来ててください。

(注意事項)

◎ 保護費を受け取られるときは、朱肉をつける判子（届け出印）を用意してください。

病（医）院にかかるとき（医療扶助）の手続き

1. まず医療券を取りに来てください。

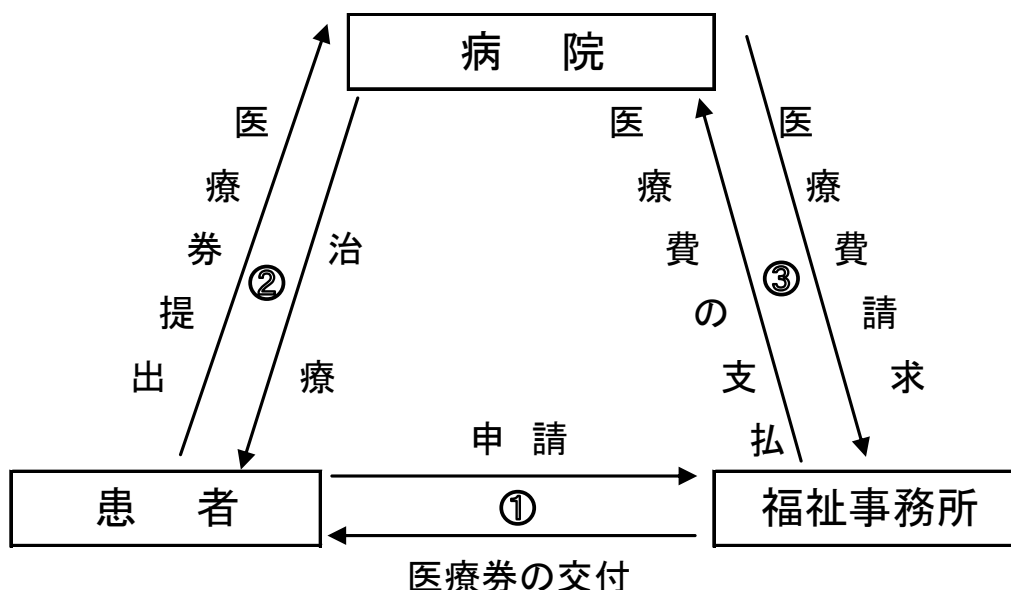
病（医）院にかかる前に必ず枚方市福祉事務所生活福祉課へ来て「申請書（傷病届）」を書いてください。

それにもとづいて「医療券」を発行しますので、この券を病（医）院に渡して受診してください。

資格確認書等を持っている人は、医療券と一緒に資格確認書も必ず持って行ってください。また、あらたに資格確認書（健康保険等）を取得したり、資格がなくなったりしたときは、すみやかに担当員に連絡してください。

☆「医療券」について

医療券は有効期間内に指定した医療機関で使用する以外は利用できません。



医療券は治療上のお金に代わるものです。これがなければ病（医）院は、医療費を請求することが出来なくなりますので、決められた手続きを必ず守ってください。

※受け取った医療券を使わなかった場合は、返券してください。

◎窓口にある申請書

保護変更申請書（傷病届）

枚方市福祉事務所長 宛

下記のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。

		受取印	取扱担当者	本人確認
				<input type="checkbox"/> CW確認 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 在籍C <input type="checkbox"/> 委任状 () <input type="checkbox"/> その他 ()
申請者 (窓口に来られた方)	ふりがな 氏名	(年 月 日生)		
	住所	枚方市		
① 受診者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
	<input type="checkbox"/> 申請者以外 →	氏名： (年 月 日生)	申請者との関係 <input type="checkbox"/> 同居家族 <input type="checkbox"/> その他 ()	
医療機関	枚方市・枚方市外	病院 医院 クリニック	<input type="checkbox"/> 医科 <input type="checkbox"/> 歯科	受診日 年 月 日
受診理由				
② 受診者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
	<input type="checkbox"/> 申請者以外 →	氏名： (年 月 日生)	申請者との関係 <input type="checkbox"/> 同居家族 <input type="checkbox"/> その他 ()	
医療機関	枚方市・枚方市外	病院 医院 クリニック	<input type="checkbox"/> 医科 <input type="checkbox"/> 歯科	受診日 年 月 日
受診理由				
※小学生・中学生のお子さんが次の病気で通院する場合は、通学している学校で学校医療券を受け取ってください。【虫歯・結膜炎(アレルギー性結膜炎除く)・中耳炎・トラコーマ・寄生虫病・はくせん・かいせん・のうかしん・慢性副鼻腔炎(アレルギー性副鼻腔炎除く)・アデノイド】				
受診者と住所が異なる申請者が窓口に来られた場合は、本人確認を行うことがあります				

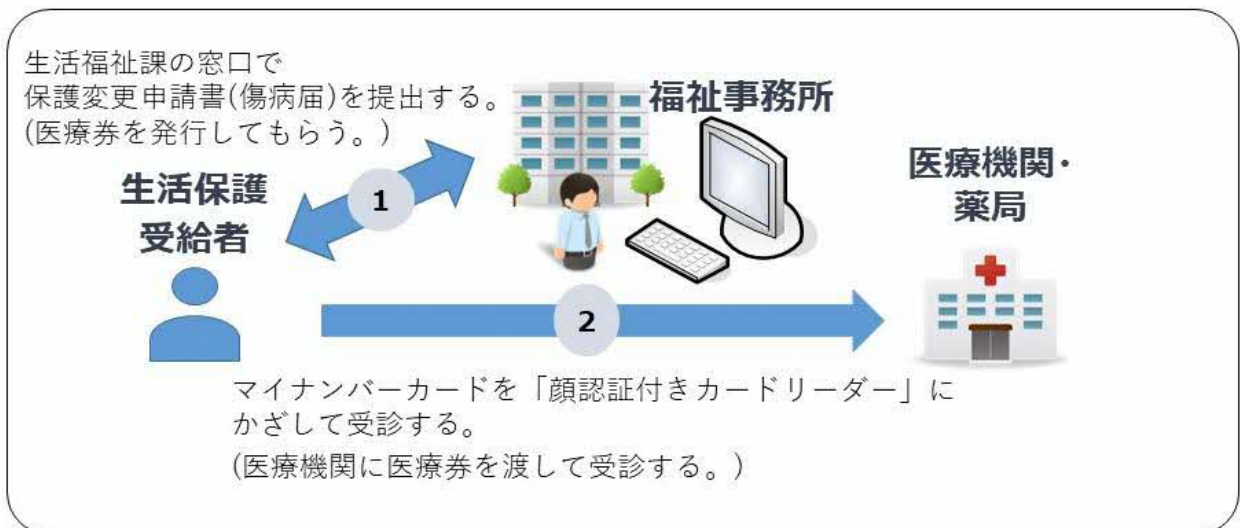
2. オンライン資格確認等システムの利用について

病（医）院の窓口において、マイナンバーカードを医療券として使えるようになりました。

紙の医療券の発行は一部不要となりますが、以下のいずれかに該当している場合は、これまでどおり、紙の医療券の発行が必要です。

- ・マイナンバーカードをお持ちでない方
- ・マイナンバーカードを持っているが、医療券・調剤券として利用するための申し込みができていない方
- ・受診先の医療機関が医療扶助オンライン資格確認に対応していない場合

※マイナンバーカードを医療券として利用する場合でも、「申請書（傷病届）」を窓口で提出してください。提出した「申請書（傷病届）」により、枚方市福祉事務所にオンライン資格確認等システムへ医療券情報の登録を行います。情報を登録するまでに数日かかりますので、この間に受診する場合や初診の場合は医療券を窓口でお渡しします。



<かぜ等でかかる場合>

短期間で治ると思われる場合は、その月のみの医療券を発行しますので、翌月もかかる場合は再度手続きをしてください。

<慢性病等でかかる場合>

通院が長引くと思われる場合、翌月以降の医療券は、福祉事務所から直接病（医）院へ郵送します。

なお、^{つういん}通院しなくなったときや別の病（^{べつ びょう い いん}医）院へかわるときは、^{かなら}必ず
^{たんとう}担当ケースワーカーに^{れんらく}連絡してください。

また、^{げつじょうつういん}2ヶ月以上通院されてないときは、^{いりょうけん ゆうそう}医療券を郵送しませんの
で、^{さいどてつづ}再度手続きをしてください。

＜^{ぎむきょうい}義務教育を受けている子どもさんの場合＞

^{がいとうしっかん むしば}該当疾患（^{けつまくえん}虫歯・^{せいかつまくえん}トラコーマ・結膜炎（アレルギー性結膜炎は
対象外）・^{ちゅうじえん}中耳炎・^{きせいちゅうびょう}寄生虫病・はくせん・^{およ}かいせん及びのうかしん・
^{まんせいふくびくうえん}慢性副鼻腔炎（^{せいまんせいふくびくうえん}アレルギー性慢性副鼻腔炎は対象外）・^{たいしょうがい}アデノイド）で
^{つういん}通院する場合は、^{ばあい}通学している学校で^{がつこう}医療券（^{いりょうけん}学校保健法）^{がつこうほけんほう}を受け取っ
て^{じゅしん}受診してください。（^{ほけん}保健の先生に^{せんせい}たずねてください。）

3. ^{きゅうびょう}急病の場合

- ^{きゅうびょう}急病などで先に病（^{い いん}医）院にかからなければならないときは、
^{かなら}必ず^{たんとう}担当ケースワーカーに^{れんらく}連絡した上で^{うえ}受診し、^{じゅしん}すみやかに
^{いりょうけん}医療券を取りに^き来てください。
- ^{やかん}夜間・^{どようび}土曜日・^{にちようび}日曜日・^{しゅくじつ}祝日のときは、^{さき}先に病（^{い いん}医）院へか
かったあと、^{いりょうけん}すみやかに医療券を取りに^き来てください。その際、
^{いりょうふじょじゅきゅうしゃしょう}医療扶助受給者証^もをお持ちの方は、^{かた}病（^{い いん}医）院の^{まどぐち}窓口で^{ていじ}提示
してください。

4. ^{にゅういん}入院する場合

^{にゅういん}入院の場合、^{しょるい}書類が^か変わりますので、^{かなら}必ず^{たんとう}担当ケースワーカーに
^{れんらく}連絡してください。また、^{たいいん}退院したときも^{れんらく}連絡してください。

^{たいいん}（退院後外来通院するときは、^{かなら}必ず^{いりょうけん}医療券を^{しんせい}申請してください。）

長期入院時の生活保護費の変更について

入院期間が1か月以上見込まれる場合、または1か月を超過した場合、生活保護の生活基準が変わります。入院の初日を起算点とし、翌月の1日付で基準を変更します。(一部例外あり。)

例) 10月5日から1か月以上入院していた場合、11月から生活基準を入院基準に変更します。

※退院した場合は退院した翌日より生活基準を元の基準に変更します。(一部例外あり。)

※例外として1日に入院した場合は当月からの変更となります。

※見込みで生活基準を変更した場合で、入院期間が1か月を超えなかった場合、再度の基準変更は行いません。

原則として保護費は前渡しをしていますので、基準変更に伴い保護費が過払いとなれば、翌月以降の保護費で調整します。なお基準変更に伴い最低生活費を収入が超過した場合は、その範囲内で医療費などの一部を負担していただきます。

入院基準時の概算

最低生活費(月額)		単位(円)	
年齢	基準額	加	算
生活扶助	第1類	才	
		才	
		才	
		才	
		才	
		才	
		才	
	第2類	人	
	小計		
住宅扶助			
教育扶助	学 年	学用品給食代	学習支援費
	小 中 年		
	小 中 年		
	小 中 年		
	合計		
医療扶助		実 費 額	
最低生活費		=	X

収入(月額)		単位(円)	
収	働いて得た収入	総 額	
		控除分	
		基礎控除	
		各種保険料	
		交通費 その他	
		差引認定額	
入		年金収入	
		手当収入	
		任送り収入	
		その他の収入	
		Y	
		総収入認定額	
〔介護サービス利用料の自己負担額 医療費の自己負担額〕			

5. 受診できる病(医)院

生活保護法で指定された病院・医院・歯科医院に限られていますので、あらかじめ担当ケースワーカーに相談してください。

6. 後発医薬品(ジェネリック)

医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、原則として使用してください。

7. オンライン資格確認について

(1) オンライン資格確認等を利用するには

まずは、マイナンバーカードを取得していただく必要があります。郵送やスマートフォン等で申請ができます。

※詳しくは枚方市マイナンバーカードコールセンターへ。

電話 050-8890-3490
FAX 072-841-3039 (枚方市役所市民課)

次に、マイナンバーカードを医療券・調剤券として利用するためには申込みが必要です。以下のいずれかで申込みが可能です。

・マイナポータル

医療機関・薬局の窓口を設置している

顔認証付きカードリーダー(※)

・セブン銀行ATM

※顔認証に対応していない等、利用の登録ができない医療機関・薬局があります。

(2) オンライン資格確認等を活用するメリット

マイナポータルで自身の診療情報や薬剤情報、健診情報を閲覧できるようになります。

また、本人の同意があれば、初診の医療機関・薬局でもこれまでの診療情報や薬剤情報、健診情報を医師等と共有できるようになります。

(3) 利用可能な医療機関・薬局について

受診先の医療機関が医療扶助のオンライン資格確認に対応していない場合は利用できません。受診する前に各自で医療機関にご確認ください。

(4) DVや虐待等を受けている方や受けた方について

別途手続きをすることでご自身の情報を医療機関に対して、開示・不開示を行うことが可能となりますので、その場合には担当員にご相談ください。

(5) 健診情報の引継ぎについて

転居前の地域で受診した健診の情報を転居後の地域の福祉事務所に引き継ぐことができます。やむを得ない理由等で健診情報の引継ぎを希望しない場合は、担当員にご相談ください。

その他ご不明点等がございましたら、随時担当員まで。

介護保険制度について

65歳以上で、常に介護が必要な寝たきり、認知症などの人や、日常生活での支援が必要な人は、ホームヘルパー派遣などの介護サービスが利用できます。（「要介護認定」の手続きを介護保険担当課で行ってください。）

※40歳から64歳までの人が、初老期における認知症や脳血管疾患など老化に伴う病気（16の特定疾病）が原因で、介護などが必要と認められた場合にも介護サービスが利用できます。

1. 介護サービスを受けた場合の利用料について

介護サービスを受けると、一定の率で利用料を支払うこととなります。保護を受けている間は、福祉事務所が負担します。（ただし、負担できないものもあります。）

2. 介護保険料について

介護保険料は、保護を受けている人でも、65歳以上の人全員に支払い義務があります。（保険料は毎月の生活扶助費に加算されています。）

※ホームヘルパー派遣や介護施設入所などの介護サービスを新規に受けようとするとき、あるいは現在は現在受けている介護サービスを変更しようとするときなどは、事前に担当ケースワーカーに相談してください。

いちじふじよ 一時扶助について

ほごひ せいかつふじよ じゅうたくふじよ きょういくふじよ こうこうひようふく いりょうふじよ
保護費(生活扶助・住宅扶助・教育扶助(高校費用含む)・医療扶助・
かいごふじよ にちじょう せいかつ おこな うえ ひよう さんしゅつ
介護扶助)とは日常の生活を行っていく上での費用を算出したもの
ですが、とき おも しゅっぴ ひつよう
ですが、時には思わぬ出費が必要になることもあります。

つぎ ばあい まいつき ほごひ べつ いちじふじよ みと
次の場合には、毎月の保護費とは別に一時扶助が認められることが
あります。

なお、これらには基準・きまりがありますので、必要なときはあら
かじめ担当ケースワーカーに相談してください。相談のなかった場合
は、扶助をうけられないこともありますから注意してください。

(主な一時扶助)

- 契約更新料(火災保険料や保証委託料等)
けいやくこうしんりょう かさいほけんりょう ほしょういたくりょうとう
- おむつ代(常時失禁状態で医者意見書がある場合)
だい じょうじしっきんじょうたい いしゃ いけんしょ ばあい
- 移送費
いそうひ
- ①引越費用
ひっこしひよう
- ②通院交通費(病院の駐車場・駐輪場料金含む)
つういんこうつうひ びょういん ちゅうしゃじょう ちゅうりんじょうりょうきんふく
- ③親族の危篤もしくは葬儀に参加するための交通費等
しんぞく きとく そうぎ さんか こうつうひとう
- 入居費用(敷金、礼金、火災保険料、仲介手数料、保証委託料等)
にゅうきよひよう しきぎん れいきん かさいほけんりょう ちゅうかいてすりょう ほしょういたくりょうとう
- 入学準備金・教材費
にゅうがくじゅんびきん きょうざいひ
- 校外活動参加費(小中学校)・通学費等(高校)
こうがいかつどうさんかひ しょうちゅうがっこう つうがくひとう こうこう
- 治療材料費(メガネ・装具等医師から必要と言われた場合)
ちりょうざいりょうひ そうぐとういし ひつよう い ばあい

*このほかにも住宅維持に関わるものや福祉用具購入等がありますので、担当ケースワーカーに相談してください。

ちゅうがっこうきゅうしょく 中学校給食について

じぜん しはら ちゅうがっこうきゅうしょく せいかつほご きょういくふじょ たいしやう
事前に支払われた中学校給食は、生活保護(教育扶助)の対象
です。当月に利用いただいた実食分の給食費が、後日、生活保護費
(教育扶助)から支給されます。

くわ たんとう かくにん
詳しくは、担当ケースワーカーにご確認ください。

ちゅうがっこうきゅうしょく りやう せいかつほご とくべつ てつづ
(中学校給食)を利用するためには、生活保護での特別な手続きは
ひつやう
必要ありませんが、生活保護受給されている方も、利用登録後、
まえばら ひつやう
前払いが必要です。)

しゅうろうしえん 就労支援プログラムについて

しゅうろうしえん せいかつほご じゆきゆうしゃとう しゅうしょく しごとば
就労支援プログラムは、生活保護受給者等の「就職」から「仕事場
への定着」までのサポートを目的とした取り組みです。

「仕事をしたいのに仕事先が見つからない」「就職活動したいけ
ど、何をどう始めたらいいかわからない」「長らく仕事をしてないか
ら不安」「小さい子どもがいても働けるの？」そんな悩みにお応えし
ます。

しゅうろうしえんじぎやう 就労支援事業

おもな内容

- ・履歴書
- ・職務経歴書の書き方
- ・面接の受け方
- ・求人の情報提供
- ・就職後の定着サポート

ひとりひとりに合わせて

みなさんの気持ちや身体の具合のことなど、ゆっくりとお話をし
ながら、どんな仕事を始めたらいいのかを一緒に考えます。一人ひ
とりに合わせた「働き方」をアドバイスするのが、就労支援員の
やくわり
役割です。

それぞれのペースで

就労支援員との面談は、一度だけではありません。だいたい週に一度のペースで面談をしながら、みなさんのペースに合わせて仕事探しがサポートしていきます。そして、面談を通じて少しずつ、働く意欲を取り戻します。

就労自立給付金について

安定した職業に就いたことにより、保護を必要としなくなった方が対象です。給付金の支給額は、保護脱却前の最大6か月分の就労収入認定額に対し、その各月に応じて一定率を乗じて算定した金額の合計額です。(支給上限額：単身世帯10万円、多人数世帯15万円)

収入申告書について

保護を受けている間は、あなたの世帯全体(世帯員全員)の収入について、収入申告書を通じて定期的に申告する必要があります。就労中の方や求職活動中の方・高校生等は毎月、病気等で就労が困難な方は1年に1回、それぞれ申告が必要となります。収入申告書の記載方法は、次項以降をご覧ください。

対象者	提出時期
就労中の方	毎月 (※1)
求職活動中の方・高校生等	毎月 (※1)
病気等で就労が困難な方	1年に1回 (※2)

(※1) 収入申告書の様式は、毎月、月末に郵送の予定です。

(※2) 収入申告書の様式は、毎年、12月頃に郵送の予定です。

1. 収入申告書（毎月提出者用）の書き方【表面】

（就労している方、求職活動中の方、高校生等が対象）

- 収入申告書に表示された月に実際に得た収入の種類、収入額をそのまま記載して下さい。（※「就労日数」は収入額の対象となる日数を記載して下さい。）
- 収入が無い場合でも、収入申告書の提出は必要です。
- 収入が無い場合は、無を○印で囲んで下さい。

収入があれば、必ず「有」を○で囲んでください

1. 働いて得た収入（有・無）
 ○ 今月働いたところ（会社名） → 下の表の会社名
 ① ○○○マート

会社名を記入してください

日	働いた日に○印	会社名	収入額	働いた日数	会社名	収入額
1						
2						
3	○	①	7,500円	1		
4				15		
5	○	①	9,000円	16		
6				17		
7				18		
8				19		
9				20		
10				21		
11				22		
12				23		
13				24		
14				25		
15				26		
16				27		
17				28		
18				29		
19				30		
20				31		
				合計	就労日数	19
				計	収入額	85,500
					必要経費	8,300
				賞与・寸志等		100,000

日給(日払い)の場合は金額も記入してください

日数・金額を日給・週給・月給を問わず必ず記載してください

支給月のみ記載（月額○か月）
年額・月額は見え消ししてください

2. 年金・恩給・手当等による収入（有・無）
 （例：国民年金・厚生年金・恩給・遺族手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・雇用保険・傷病手当・その他）

種類	収入額	種類	収入額
月額	123,40円		
年額	円		
月額	円		
年額	円		

養育費・仕送りなどの内容を記入してください

3. 仕送りによる収入（有・無）

種類	内容	仕送りした者の氏名
仕送りによる収入	前夫からの養育費 10,000円	枚方 太郎

4. その他の収入（有・無）

種類	内容	収入額
生命保険等の給付金		円
財産収入（土地・家屋の賃貸料）		円
その他		円

収入が無くても記入してください

※ 裏面も合わせてご記入ください。

2. 収入申告書（毎月提出者用）の書き方【裏面】

（求職活動中の方・高校生が対象）

- 求職活動を行っている方は、毎月の求職活動状況を申告する必要があります。
- 収入申告書（毎月提出者用）の裏面が、求職活動状況を申告する欄となっていますので、活動状況を記載してください。
- 就労中・入院中・全日制の高校等に在学中のいずれかに該当する方は該当欄に○印をつけてください。
- 「会社名」や「仕事の内容」を具体的に記入して下さい。
- 具体的な活動内容として、例えば申込をして書類選考中であるとか、面接を受けた事がわかるように記載して下さい。

住所・氏名の記入
してください

求職活動状況申告書

（あて先） 枚方市福祉事務所長

住所 _____

氏名 _____

令和 6 年 1 月分の私の求職活動を次のとおり申告します。

- 〈注意〉 1. この面の「求職活動状況申告書」は、裏面の送付先欄に記載している方のみを対象として提出をお願いする書類です。
 2. 仕事をしていない方は、ハローワーク等で求職活動をしていただき、その結果をこの書類で申告してください。
 3. 就労中の方や入院中の方等は、右の該当欄に○印をつけてください。
 4. 裏面は、就労中の方も、求職中の方も全員記入してください。

就労中・入院中・全日制高校
等 在 学 中

日	仕事を探した ところ・方法	紹介者または連絡 をした会社	仕事の内容	会社との接触方法	結 果
1					
2	ハローワーク求人検索	〇〇〇保障	警備員	書類選考	6/8不採用(経験者優先)
3	知人の紹介	△△製作所	工場内ライン作業	書類審査	6/17不採用(詳細不明)
4					
5					
6					

25	情報誌アイテム	□□□興業	土木作業員	面接	6/25不採用(運転免許の条件)
26	情報誌クワンページ	凸凸倉庫	倉庫内作業	TEL連絡	断られた(年齢による理由)
27					
28	ハローワーク求人検索				応募せず(条件に合う情報なし)
29					
30	ハローワーク窓口相談	◇◇商会	ピッキング作業	面接	結果待ち 7/3 連絡予定
31					
仕事を探した日数					12 日

※ 裏面の収入申告書にもご記入願います。

毎月提出者

3. 収入申告書（年1回提出者用）の書き方 （病気等で就労が困難の方が対象）

○ 収入申告書に表示された各月に入った収入の種類、収入額をそのまま記載してください。

※ 年金などは、振込み口座の通帳を見て書いていただくとわかりやすいです。

○ 収入が無い場合でも、収入申告書の提出は必要です。

○ 収入が無い場合は、無を○印で囲んでください。

＜注意＞1. この面の「収入申告書」は、右記の方のみを対象として提出をお願いする書類です。

2. 仕事をする能力のある方は、別の「収入申告書（毎月提出者用）」及び「求職活動状況」を提出してください。

収入が無い場合も、「無」を○で囲んでください

1. 働いて得た収入（有・無）

氏名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	総収入						
氏名	区分	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	総収入						
	総収入						

年金・手当などが支給された月のみ記入してください

2. 年金・恩給・手当等による収入（有・無）

（例：国民年金・厚生年金・恩給・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・雇用保険・傷病手当金・その他）

氏名・種類	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月
枚方 花子・老齢厚生年金			56300		56300		56616
	総収入						
氏名・種類	区分	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	総収入		56616		56616		56616
	総収入						

3. その他の収入（有・無）（1・2以外の収入（例：仕送り・生命保険の給付など））

氏名・種類	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月
枚方 一男・仕送り		10000	10000	10000	10000	10000	10000
枚方 一男・現物支給							米、10kg（4千円相当）
氏名・種類	区分	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	総収入	10000	10000	10000	10000	10000	10000
	総収入						

*就労中の方は、別様式の提出が必要になりますので、担当者までおしらせ

仕送りがある場合の書き方例

保護変更決定通知書の説明について

保護変更決定通知書の説明

◎保護変更決定通知書は、以下の主な事例のような保護費の生活基準・収入などに変更があった場合、被保護者の方に対して世帯単位で交付されます。

保護変更決定通知書が出力される主な事例と変更の理由（通知書の見方については右頁参照）

（主な事例）

- 生活保護扶助の年齢などの基準改定がある月（4月）
- 冬季加算の計上開始月（11月）
- 期末一時扶助の計上月（12月）
- 入院・退院、入所などの生活基準の変更がある場合
- 加算の金額に変更がある場合
- 就労収入の認定を見込みで行う場合
- 就労収入の認定を実額で行う場合
- 年金の収入に変更がある場合
- 児童手当・児童扶養手当等の収入に変更があった場合
- 過払金・収入超過分を翌月に繰越する場合
- 一時扶助の支給がある場合
など

（通知書に表示される変更理由）

- 基準改定
- 冬季加算計上
- ▶ 期末一時扶助認定
- ▶ 入院による基準変更（居宅→入院）など
- △加算の認定、○△加算の変更など
- 稼働収入（見込）の認定
- 稼働収入（実額）の認定
- ×年金の認定、○×年金の変更など
- 〇手当の認定、○〇手当の変更など
- ▶ 過払金の認定、繰越金の認定など
- ▶ 就労促進費計上、入学準備金計上など

◎ 保護変更決定通知書は、上記の変更のある月分ごとに一枚交付されます。

例) 前月分の保護費の収入認定を見込額から実額に認定変更した結果、保護費の追給がある場合。

・前月分と当月分の変更決定通知書が各々交付されます。

◎ 保護の種類及び金額（通知書の見方は右頁を参照のこと）

右頁の (A) について

- 生活扶助： 世帯内の生活扶助Ⅰ類＋Ⅱ類＋各種加算＋入院患者日用品費＋介護施設基準などの計
- 住宅扶助： 家賃・間代・地代など
- 教育扶助： 小中学校の給食費、小中学校の学級費などの計
- 一時扶助： 一時的に支給される扶助費、高校就学などの生業扶助、就労活動促進費などの計

右頁の (B) について

- 就労収入： 働いて得た収入
- 就労控除： 上記就労収入から控除した金額（基礎控除・社会保険料・交通費・所得税など）
- 年金・手当： 年金・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当（給付金）など
- 過払金： 前月以前の保護費に過払が生じたため、これを当月分の保護費で収入充当する場合。
- 他収入： 前月以前の収入超過分で医療費・介護費の自己負担をしなかったものを、当月分の保護費で収入充当する場合の繰越金や、仕送り・保険金・敷金戻りなど上記以外の収入。

通知書の様式説明

※保護開始決定通知書、または保護廃止決定通知書は様式が異なります。

保護変更決定通知書

生活保護法による保護について、次のとおり変更しましたので通知します。

1. 保護変更年月日 平成27年10月1日

2. 保護変更の理由

稼働収入(実額)の認定

詳細は左頁を参照

変更・決定の理由

保護変更決定年月日
(通常は毎月1日)

※ただし、退院時の生活基準など、月の途中での基準変更はその基準日。

3. この決定による保護費

保護費	=	(基準生活費)	-	(収入充当額)	-	(既支給額)
96,560		115,160		18,600		③

支額(A)	返納額	本人負担額	過払繰越金
96,560	⑥	⑦	⑧

本人負担額は、あなたが直接医療機関または介護事業者に納めてください。

あなたに実際に支払う扶助額 (A) - (B)
平成27年10月5日 13:30より支給
事務所払 ⑤96,560 円

実際に支払われる保護費

複数の決定があった場合に

あなたにかわって支払う扶助額の内訳(B)

円
円
円
円
円
円

4. 保護の種類及び程度

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	計	収入認定額
金 額	80,160	35,000	(A): ① の内訳		115,160	18,600
	(82,740)	(35,000)	()	()	(117,740)	(18,600)

翌月の扶助費は () 内の金額になる予定です。

・収入認定額の内訳(月額)

収入認定	=	(就労収入)	-	(就労控除)	+	(年金・手当)	+	(他収入)	+	(過払金)
18,600		30,000		16,400		5,000				

(B): ② の内訳

上記の補足説明 (“4. 保護の種類及び金額” の詳細については左頁を参照)

- ① 基準生活費 (世帯員全員の保護費算定の基準額であり、実際に支給される金額ではありません)
上記①の内訳太枠内の“計”の金額
- ② 収入充当額 (世帯員全員の収入認定・控除などを行った金額の計)
上記②の内訳下線部の“収入認定”の金額
- ③ 同月分で既に支払済の保護費
- ④ 介護保険料などあなたに代わって当所が直接納付する金額
- ⑤ あなたに実際に支払う扶助額
実際に支払われる金額 (①-②-③-④)
- ⑥ 返納額
当月分以前の保護費に過払が生じたため、これを当月分で戻入して精算する場合の金額
- ⑦ 本人負担額
収入認定額が最低生活費を上回る場合、医療費または介護費を自己負担する金額
- ⑧ 過払繰越金
当月分以前の保護費に過払が生じた場合、当月分で引き切れず翌月以降へ繰越を行う金額

じりつ まどぐちいちらん
あなたの自立をはかるための窓口一覧

○仕事を見つめたいとき

・ハローワークひらかた枚方

ひらかたしおかほんまち
枚方市岡本町7-1

ひらかたこうきょうしよくぎょうあんていじよ
(枚方公共職業安定所)

ひらかたてん かい
ビオルネ・イオン枚方店6階

でんわ
電話 072-841-3363

○働くため等で子どもを預めたいとき

・枚方市役所ひらかたしやくしよ 保育幼稚園入園課ほいくようちえんにゆうえんか

でんわ
電話 072-841-1472

○出産・子育ての悩み・乳幼児健康相談・子どもの予防

接種等、子ども関係全般のことに関する相談窓口

・枚方市役所ひらかたしやくしよ まるっとこどもセンター

ひらかたしおかひがしちよう
枚方市岡東町19-1 OFFICE A 6階

でんわ
電話 072-840-7221

○健康上の問題で困っているとき (子ども関係以外)

・枚方市保健所ひらかたしほけんじよ 保健予防課ほけんよぼうか

ひらかたしきんやほんまち
枚方市禁野本町2-13-13

でんわ
電話 072-807-7625

◎けんこうそうだん ところの健康相談・よぼうせっしゆとう 予防接種等・なんびよう かん 難病に関する相談・けんさ HIV検査・けっかくとう 結核等
についての相談など。

・枚方市役所ひらかたしやくしよ 健康福祉部けんこうふくしふ 健康づくり課けんこう つか

でんわ
電話 072-841-1458

◎いっぽんけんこうそうだん 一般健康相談、こうれいしゃ かつ 高齢者の方への一般施策の相談に関する事など。

・ひらかた^{けんこう}健康ほっとライン24

でんわ
電話 0120-513-080

◎健康・医療・介護・出産・育児・メンタルヘルスについて24時間、
年中無休で医師や看護師等に相談できます。

○身体・知的・精神障害の相談など

ひらかたしふくしじむしょ しょうがいしえんか でんわ
・枚方市福祉事務所 障害支援課 電話 072-841-1457

○介護保険に関する相談など

ひらかたしやくしょ けんこうふくしふ かいごにんていきゅうふか
・枚方市役所 健康福祉部 介護認定給付課
でんわ
電話 072-841-1460

◎介護保険の要介護認定の相談

○府営住宅に関する問い合わせ

おおさかふえいじゅうたく もりぐちかんり でんわ
・大阪府営住宅 守口管理センター 電話 06-6780-9109

これらのほかにも、いろいろな相談の窓口がありますので、担当
ケースワーカーにたずねてください。

このしおりは生活保護の取扱いについて、そのすべてを
漏れなく説明したものではありません。
具体的な問題については担当ケースワーカーに相談して
ください。